

令和元年（2019年）度 第1回熊本市客引き行為等対策審議会議事録

日時 令和2年（2020年）2月5日（水）14:00～

場所 熊本市役所本庁舎4階モニター室

1 出席者

【委員】安田会長、木崎副会長、原委員、渡辺委員、河野委員、村田委員、志垣委員、横山委員、  
中島委員、下山委員

【事務局】石櫃市民局長、白石市民生活部長、山崎首席審議員、寺崎首席審議員兼生活安全課長  
生活安全課職員

2 次第

○開会

○市民局長挨拶

○協議

- ・客引き行為等対策の現状等について
- ・客引き行為等禁止地区について
- ・質疑応答
- ・その他

○閉会

3 協議の議事録

【客引き行為等対策の現状等及び客引き行為等禁止地区について】

会 長：議事の進行を務めるので、委員の皆様の協力をよろしく願います。

まず、事務局から客引き行為等対策の現状等及び客引き行為等禁地区についての説明をお願いします。

≪ 客引き行為等対策の現状等及び客引き行為等禁止地区について説明 ≫

会 長：以上の説明に関して、ご意見ご質問はないか。

委 員：客引き行為禁止地区以外の状況で最近話題になっているのは、去年の2月と3月で、熊本市と警察の方で力を入れて周知活動をされたが、3月ぐらいから博多の方に客引きが増えてきたと新聞社の方から言われた。やりにくくなったということで、一部が流れたようである。小学校のPTA会長の方が下通で客引きしていたのを博多駅前で見たとされていた。その客引きの人は、熊本でできなくなったから福岡でやっている。熊本ではいなくなったというよりは、減ったけれども、他所に流れている現状だと思う。この客引き対策も、客引きが減っているからといって気を緩めるといけないと思う。巡回指導員の皆様も頑張っているし、警察の繁華街特別対策室の方達も連携してやっていただいているけれども、これをやりきることと、

継続していくことが必要だと感じているところ。私も街中を夜巡回して、巡回指導員や繁華街特別対策室の目の届かないところで客引き行為をしている方がいるので、商店街と熊本市、県警が連携して継続していく必要があると感じている。

事務局：委員が仰ったように、減少傾向にはあるものの客引き行為等はまだ存在している。引き続き、巡回指導はもちろん、事業者の皆様との理解と市民への周知、啓発、引っかけられない、利用しないことを含めてしっかりしていきたいと思う。今まで一緒に取り組ませていただいている地元の皆様、また事業者の皆様、熊本県警と連携をして取り組んでまいりたい。

委員：特に昨年は大きな世界大会が2つあったので、その期間中9月から12月に客引きが少なくなっているのは、これはやはり、市、関係団体、警察との連携のたまものではないかということで評価をさせていただきたい。ただ、月曜日から土曜日までで、客引きが横行する日、そういう特定の日があるかということ、誘われる方の年代層、誰をターゲットにしているのか、若い人たちが多いのか、それとも中高年の人が多いのかと、もう一点は声をかけられる側の方は県内の人が多いのか、県外から来られる観光客が多いのか、その分析が行われているのであれば教えていただきたい。

事務局：曜日の関係については、当初想定していたように、週末になると下通、上通、繁華街含めて、非常に多くの方がいるので、その時は特に注意警戒が必要ということで、週末、巡回指導員は6名いるが、全員出勤し、巡回指導を強化している状況。指導件数については、客引きをしようとする人数も資料にあるように、平日と週末は出てくる数も違うので、その分要注意ということ。特に何曜日が指導が多いというのは、特定した部分はないと思うが、週末は特に多い。それから誘われる側の年齢というのは、きちんとしたデータは整理していないが、店に入る状況によって違うのかと考えている。早い時間、居酒屋については年齢が若い方から、仕事帰りの方が多いと思う。深夜になると、極端に若い人か、お酒をかなり飲まれた方になるので、その時実際誘われるのが、どういう年代が一番多いのかということも、今後把握をできる限りしておきたいと思う。また、誘われるのが市内の方か県内の方かという状況については、これも資料的にはとっていないが、例えば県警からいただいている情報の中で、料金トラブルにあわれた方については、市内の方が多いという状況なので、きちんとした数字を元にしていないが、市民の方が多いのかと認識しているところ。

委員：ありがとうございました。なぜターゲットになる人について聞いたのかということ、市民への周知のところ、市政だより、市のホームページ等とあるが、やはり今はスマートフォンで検索したりとか、SNSの活用も今後大切になってくるのかと考えたため、お尋ねしたところ。

事務局：実際現場で指導をしている指導員から状況を補則すると、どのような対象が客引きになるのか、曜日といったところを、統計はとっていないが、感覚的なところでお話すると、まず曜日は、当然対象者が多い金曜日土曜日が多いと思われる。月曜から木曜は、お客さんの数が下通は週末の3分の1程度であるうえに、指導員が各交差点に立っているため、客引き行為等を行えない状態である。それから年齢別、県内外の客引き対象者になる割合は、まず客引き対象者に

なるが、飲食店、居酒屋については、どちらかという声をかけるのは若い女性が多い。チラシを配る対象者を見ていると、2人から5人連れの女性が多い。それも20代前半がチラシ配りの対象者になっている。若い女性が対象になりやすいのかなと思う。それと、県内外については、指導員が立っていると、県外の方がお勧めのお店を聞いてくる。4、5人の作業服の姿で、今仕事が終わった、今から食事に行こうとしているグループが見受けられる。そうでない方は下通を通過して歩いていくが、その方達は集団となって探す感じで行っている。声をかけられると、他県の方で話されるので、他県から来られているとわかって、そういう方にも客引きは声をかけているようである。動きをみれば、この人たちは飲食店を探しているとわかる。21時以降に下通、銀座通り南側の方を歩いている方で、2次会3次会でガールズバー等に行きそうにしているので、見ていけば雰囲気としてわかる。そういう人たちが対象になっているようで、県外の方も、客引きの対象として目をつけられているように感じる。

委員：体感では、10分の1程度に減ったと感じていたので、今回減ったといっても半分程度まだいるというのが、少し意外だった。もしかしたら、大きな通りでは減っていて、細い通りに入ったところは見えていないところなのかなとも思う。前回、桜町周辺も今後見ていくという話があって、今のところ桜町周辺では実態がないということだが、新市街のアーケードでは、以前と今回で増えているとか変わらないとか、その辺りの数字があれば教えていただきたい。

事務局：まず、1点目の半減ということについては、削減率が50数パーセントで半減ということであるが、平成30年の10月と11月に調査した際には、多くの人数を計上した。その中には道路使用許可をとっている者もいたと思うが、その多くは道路使用許可を得ずに、客引き行為等を行っていた人数と思う。その後、条例が制定されたので、令和元年9月に実施した調査では、道路使用許可を得て、健全な営業行為をしている者も含めて、客引きをしている実数ではなく、客引きに発展する可能性のある者、または、過去に指導した者も含めた数字なので、この半減がそのまま禁止行為を行っている人数ということはないと認識しているので、委員の体感のように、実際の客引き行為等を行っている者は、それ以上に減っている状況である。それから、新市街のアーケードの状況も調査しているが、目立った客引き行為等はない。新市街から入ったところには何人かチラシ配りだったり、客引き行為等を行って指導等をした者もいるが、現在のところ新市街のアーケード内にはいない状況。

委員：県警への客引き行為等に関する苦情等の110番通報が、平成29年と同程度の昨年500件くらいあるということだが、料金トラブルは大きく減少している中で、どのような内容の通報が多いのか。平成29年と変わらないというのはありえないのではないかなと思う。苦情が来るのが変わらないというのはどうしてかと思い、内訳がわかれば、教えていただきたい。

委員：平成29年頃の場合、客引きがいて迷惑であるという通報が多かった。昨年になると、条例ができたのにまだいるじゃないかとか、ここにいるというような通報がほとんどになってきた状況。

委員：巡回している場所はどこを主にしているのか。

事務局：4月はくまなく巡回していたが、その後、客引き行為等が多いとわかってきたのが、下通のココサ前から銀座通り、銀座通りから新市街の入口までの下通が一番多い。それからガールズバー等の呼び込み、客待ちをしているような若い女の子が街にいますが、その子たちが銀座通りの東側によく来ている。それとフリーの客引きが、西銀座通りから下通までの間、この付近が多いようである。そこで現在は、指導員もそのポイントを考えながら巡回しており、特に前半は、飲食店、居酒屋のある下通、ココサ側から銀座通り、西銀座通りの交差点辺りまでを中心に駐留警戒している。21時以降は、フリーの客引きがよく居る場所、銀座通り沿い、西銀座通りを中心に駐留警戒している状況。

委員：現場にいて、条例を作っていたから非常に変わってきた。安全で、安心して仕事ができている。県警の方々、巡回指導員の方々、遅くまで本当に頭が下がる思い。感謝している。それを一言申し上げたかった。先ほど出ていた、桜町から新市街のところをもう少しお願いしたい。

委員：あまり下通には行かない方ではあるが、時々ご飯を食べに19時くらいに行くのだが、銀座通りぐらいまでで目立って2人ぐらいしか見なくなって、中学生の息子がいるのだが、少し前まで下通に行きたくないと言っていたのが、あんまり言わなくなったと思う。それも皆さんのおかげだと思って、感謝している。また、引き続きこのような体制で、新市街の安全安心を守っていただけけることを希望する。

委員：大変お世話になっている。口頭警告が2件で、もう少し警告はなされていいのではというのが考えである。街を歩くとピンクのジャンパーを着た待ちの女性たちが目につく。顔ぶれはほとんど同じである。この子たちがいるのに警告できないのは何でかなというのが一つの疑問。最終的には命令でもいいのではないか。20時以降のチラシ配りもアーケード内は許可されていないが、20時以降もチラシ配りをしている方が結構いる。これは、実際制服を着られている方の目の前で配られている方もいるので、もう少し指導等をして欲しい。大変だと思うが、よろしく願います。

委員：今、ピンクのジャンパーを着た方が持っているのはラミネートしたチラシを渡すわけではなく見せるだけ。巡回指導員の方も気づいていると思うが、それ1枚を持っているので、チラシ配り風を装っているというか、ラミネートされたメニュー表みたいなものを一回渡して、100m先で回収するというのも見かけた。以前は、途中でリレーしている人を見た。ここまではAさんが連れて行って、そこから先はBさんがお客さんを連れて行って渡すというような客引きもあったが、最近はそのような客引きに気づかなくなった。先ほども言ったが、実際良くなっている。先ほど言われたように9割近くはなくなっている。でも、どうしても目に付く者がいるので、よくなっているのは確かだが、もう少しと思う。

会長：検挙や罰金は発生しているか。

事務局：熊本市の条例に基づく指導等は、現在のところ行政指導の範疇である警告までであるが、県警の方で苦情対応や悪質な客引きの取締りを集中的にいただいている。昨年も今年も検挙があつているということで、県警には非常に頑張ってもらっている。実際に、客引き行為者から、熊本は厳しくなったという声を指導員にかけられていて、もう帰るなど、そういう風になってきている。引き続き、県警と連携していきたい。また、ピンクのジャンパーを着た方については、条例制定前はタブレットをその場で見せながら営業していたが、こちらから指導していった結果、今は場所を借りて公道ではないところで営業しており、アーケード内ではチラシ配りを行っているだけであることから、現状としては条例上の警告までには至っていない。ただし、20時以降のアーケード内でのチラシ配りや道路使用許可条件の違反に対しては、指導員からその都度注意喚起している。

委員：友人に街中の様子を聞くと、かなり落ち着いたという声もあるし、最近また年明けに客引きされたという声も聞く。時期によってムラがあるので、継続的な指導が必要だと思う。

委員：週に何回か、三年坂通りで、20時頃に、店の前や階段の横で、女の子がスーツケースをもってタブレットをもって2人で何か相談しているのを見かける。客引きをしている様子でもないが何をしているのか。

事務局：今後注意してみていく。

会長：桜町と熊本駅、健軍商店街を調査して客引き行為等は全くないということであるため、客引き行為等禁止地区については現在の地域から変更無しでよろしいか。

《 一同了解 》

会長：他にご意見などないようであれば、これをもって審議を終了したい。進行に関してのご協力、ありがとうございました。

事務局：これをもって、令和元年（2019年）度第1回熊本市客引き行為等対策審議会を閉会する。

閉会